

特別警報・暴風(雪)警報発表時の措置

1 特別警報・暴風(雪)警報発表時の措置

- (1) 午前7時現在、特別警報が京都府南部（南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部のいずれかの区域または市町村）に発表されている場合は、臨時休業とする。
- (2) 午前7時現在、暴風(雪)警報が京都府南部（南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部のいずれかの区域または市町村）に発表されている場合は、午前中の授業は行わない。
- (3) 午前7時以降11時までに暴風(雪)警報が解除された場合は、第5校時より授業を行う。
- (4) 午前11時現在、暴風(雪)警報が引き続き発表されている場合には臨時休業とする。
- (5) 生徒が在校中、特別警報又は暴風(雪)警報が発令された場合は状況判断のうえ措置をする。
- (6) 休業日等に部活動、模擬テスト等が行われる場合は、上記に準ずる。
- (7) 臨時休業した場合は、回復措置をとる。
- (8) 生徒の居住地において特別警報又は暴風(雪)警報が発表された場合は、上記の時刻を基準に、該当生徒について授業を出席停止として記録する。

【参考】警報発表区域

京都府南部	南丹・京丹波：南丹市、京丹波町
	京都・亀岡：京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
	山城中部：宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
	山城南部：木津川市、精華町、和束町、笠置町、南山城村